

＜都内で化学物質を取り扱っている事業者の皆様へ＞

化学物質の適正管理が必要です！

～条例に基づく届出はお済みですか？～

4月から6月末日まで

東京都では、環境確保条例により、適正管理化学物質を年間100kg以上扱う事業所に使用量等の報告及び化学物質管理方法書の作成（従業員21人以上は提出）をお願いしております。

なお、本届出については、化学物質管理促進法に基づくPRTTR制度の届出とは、別に提出が必要となりますのでご注意ください。

届出対象かチェック！

都内に工場・指定作業場（条例指定）を設置していますか？

YES

事業所単位で、年間100kg以上取り扱う適正管理化学物質（別表の59物質）がありますか？

YES

適正管理化学物質取扱事業者です！

届出対象にならない事業者の皆様も、化学物質（放射性物質を除く）を取り扱う場合は、その適正管理に努める必要があります！

- ・SDSを取り寄せ、成分を確認しましょう
- ・購入量・消費量・在庫量等を把握しましょう
- ・化学物質ごとの取扱量を把握しましょう

＜① 使用量等の報告の提出＞

内容：事業所ごとに、毎年度、その前年度の適正管理化学物質ごとの使用量、製造量、製品としての出荷量、排出量及び移動量を把握し報告します。

提出期間：毎年4月1日から6月30日まで

提出部数：2部

（平成26年度分報告）

平成25年度		平成26年度	
4/1	3/31	4/1	6/30まで
使用量等の把握		報告	

＜② 化学物質管理方法書の作成＞

化学物質の取扱い時における環境中への排出防止、事故災害時の環境汚染拡大の防止のため、化学物質の取扱方法や排出防止対策、緊急時の対応を文書にした「化学物質管理方法書」を作成します。

※震災対策を盛り込んだ方法書を新たに作成してください！（裏面参照）

AND

事業所の従業員数（正社員）は、21人以上ですか？

YES

＜提出先＞

所在地	提出先
区・市	区役所・市役所
多摩町村	東京都環境局 多摩環境事務所
島しょ	東京都環境局 環境改善部 化学物質対策課

＜③ 化学物質管理方法書の提出＞

提出期間：作成時速やかに

内容が変更された場合はその都度

（毎年度提出する必要はありません）

提出部数：2部

※SDS（安全データシート）：事業者が化学物質や製品を他の事業者に出荷する際に、その相手方に対して、その化学物質に関する情報を提供するためのものです。

化学物質管理方法書に震災対策を盛り込んでください！

今後、首都直下型地震等の大規模地震が想定されており、化学物質を取り扱う事業所における火災・爆発発生や、化学物質の漏えい・流出による被害が発生するおそれがあります。

このため、平成25年10月16日に東京都化学物質適正管理指針を改正し、事業者が行うべき措置として、通常の事故対策に加えて震災等の災害に対する防止対策を講じることを規定しました。

適正管理化学物質取扱事業者の皆様におかれましては、平成26年4月1日以降、速やかに震災対策を盛り込んだ化学物質管理方法書（以下「管理方法書」という。）を作成するとともに、従業員数が21人以上の事業所は作成した化学物質管理方法書を提出するようお願いいたします。

● どのように管理方法書を作成すればいいのですか？

- 震災に備えて講じておくべき対策や震災発生時における緊急対応策を取りまとめた「**震災対策マニュアル**」を作成しています。
マニュアルには、化学物質を取り扱う事業所の様々な対策事例を掲載していますので、対策を検討する際の参考にしてください。
- 管理方法書の作成手順や作成事例を、業種別に「**作成届出の手引き**」として取りまとめていますので、どのように作成していいのか分からない場合は、手引きを参考にしてください。

● 必ず作成（提出）しなければなりませんか？

- 改正された指針に基づき、適正管理化学物質取扱事業者は、震災対策を盛り込んだ管理方法書を作成する必要があります。また、事業所の従業員が21名以上の場合は提出する必要があります。
- 現行の管理方法書に既に震災対策が盛り込まれている場合は、改めて作成（提出）し直す必要はありません。
- 事業所の予防規定や消防計画等に既に震災対応が盛り込まれている場合は、これらを管理方法書に添付することで対応できるケースもありますので、よく御確認ください。

● 作成した方法書はいつ提出するのですか？

- 平成26年4月1日以降、速やかに提出してください。
- 4月1日から6月30日までに提出することとなっている「使用量等の報告書」と同時に提出していただいても構いません。

● 変更した部分だけ提出すればいいですか？

- 変更していない部分も含めて、全ての事項を記載した管理方法書を作成して提出してください。
- 変更していない事項については、「前回の方法書と同様」と記載して提出していただいても構いません。

1 適正管理化学物質

化学物質の有害性や都内の環境濃度及び使用状況を考慮して、条例で適正管理化学物質を以下の59物質と定めています。

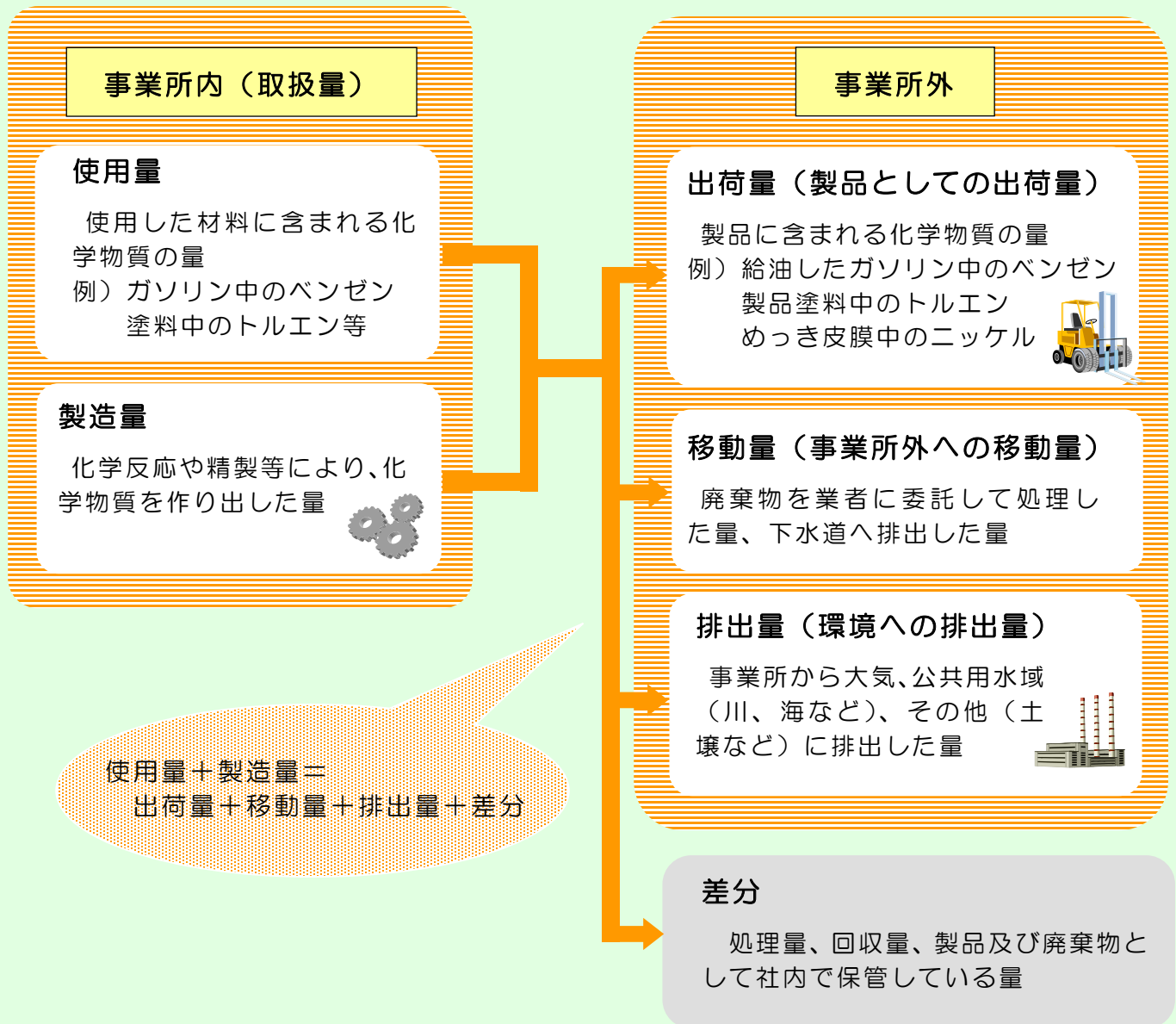
番号	適正管理化学物質名	PRTR	番号	適正管理化学物質名	PRTR
1	アクロレイン	○ 10	30	水銀及びその化合物	237
2	アセトン	○	31	スチレン	○ 240
3	イソアミルアルコール	○	32	セレン及びその化合物	242
4	イソプロピルアルコール	○	33	チウラム	268
5	エチレン	○	34	チオベンカルブ	147
6	塩化スルホン酸		35	テトラクロロエチレン	○ 262
7	塩化ビニルモノマー	○ 94	36	1,1,1-トリクロロエタン	○ 279
8	塩酸		37	1,1,2-トリクロロエタン	○ 280
9	塩素		38	トリクロロエチレン	○ 281
10	カドミウム及びその化合物	75	39	トルエン	○ 300
11	キシレン	○ 80	40	鉛及びその化合物	304 305
12	クロム及び三価クロム化合物	87	41	ニッケル	308
13	六価クロム化合物	88	42	ニッケル化合物	309
14	クロルピクリン	○ 285	43	二硫化炭素	○ 318
15	クロホルム	○ 127	44	砒素及びその化合物	332
16	酢酸エチル	○	45	PCB	406
17	酢酸ブチル	○	46	ピリジン	○ 342
18	酢酸メチル	○	47	フェノール	○ 349
19	酸化エチレン	○ 56	48	ふっ化水素及びその水溶性塩	374
20	シアン化合物（錯塩及びシアノ酸塩を除く無機化合物）	144	49	ヘキサン	○ 392
21	四塩化炭素	○ 149	50	ベンゼン	○ 400
22	1,2-ジクロロエタン	○ 157	51	ホルムアルデヒド	○ 411
23	1,1-ジクロロエチレン	○ 158	52	マンガン及びその化合物	412
24	1,2-ジクロロエチレン	○ 159	53	メタノール	○
25	1,3-ジクロロプロペン	○ 179	54	メチルイソブチルケトン	○
26	ジクロロメタン	○ 186	55	メチルエチルケトン	○
27	シマジン	113	56	有機燐化合物（EPNに限る）	48
28	臭素化合物（臭化メチルに限る）	○ 386	57	硫酸	
29	硝酸		58	ほう素及びその化合物	405
			59	1,4-ジオキサン	○ 150

（注）○印の36物質はVOC

PRTR欄は、PRTR制度における第一種指定化学物質の号番号

適正管理化学物質のうち44物質がPRTR制度の対象物質でもある（独自物質は15）

② 化学物質使用量等の考え方



届出書の作成についての詳細は東京都環境局のホームページ掲載の「化学物質適正管理作成届出の手引き」をご覧ください。

<手引き検索手順>

検索サイトで、「東京都環境局」と入力し、東京都環境局公式ホームページを開く。
テーマ別の「化学物質・土壌汚染」のページにある「化学物質対策」をクリックする。
「化学物質の適正管理・P R T R」をクリックし、「ダウンロード」の項目にある「化学物質適正管理届出の手引き」をクリックし、該当する業種の届出手引きを開く。

<問合せ先>

東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課 企画係
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 (都庁第二本庁舎8階)
TEL (直通) 03-5388-3503
(都庁代表) 03-5321-1111 内線42-414

登録番号 (52)
環境資料第25030号